

5-16 労働時間適正把握基準

労働時間適正把握基準
平成13年4月6日付け基発第339号通達

① 使用者は、労働日ごとの始業、終業時刻を確認しこれを記録すること。

② この記録は、
ア 使用者が自ら現認して確認し、記録する
イ タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録する

例外として、自己申告制による場合

「自己申告により把握した労働時間」が実際と合致しているか否か、実態調査を実施すること	上限設定× 予算枠× 目安時間×
--	------------------------

法第37条に基づき割増賃金を適正に支払うこと

使用者の労働時間把握義務

平成 13.4.6 基発第 339 号通達は、労働基準法上の使用者の労働時間把握義務を改めて確認するものである。

使用者の労働時間把握義務は、労働基準法上、明文の規定がない。

そこで、行政は、使用者に労働時間把握義務があることは、そもそも法制度の大前提であるとの見解に立ち、「時間外・休日・深夜労働の割増賃金を含めた賃金を全額支払うなど労働基準法の規定に違反しないようにするため、使用者が始業、終業時刻を把握し、労働時間を管理することを同法が当然の前提としていることから、この前提を改めて明確にし、始業、終業時刻の把握に関して、事業主が講ずべき措置を明らかにした上で適切な指導を行うなど、現行法の履行を確保する観点から所要の措置を講ずることが適当である」（平 12.11.30 中央労働基準審議会「建議」として、前記「労働時間適正把握基準」を通達したものである。

具体的な把握基準は、図表にも示した。

管理監督者及びみなし労働時間制が適用される労働者には適用されないが、これらの者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があることが明らかにされている。